



高浜市国民健康保険税条例 の一部改定について

国民健康保険税の税率などの改定を行います
～国民健康保険の健全な財政運営のために～

「平成 26 年 3 月高浜市議会定例会」において、高浜市国民健康保険税条例の一部が可決されましたので、その概要をお知らせします。

○国民健康保険税の税額・税率の改定

国民健康保険は、だれもが安心して必要な医療を受けられるよう、すべての人が何らかの医療保険に加入する「国民皆保険」の中心となる制度で、被保険者の皆さんに負担いただく「国民健康保険税」を主な財源として運営しています。

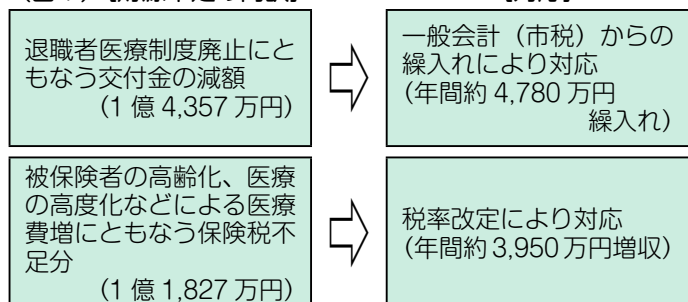
平成 20 年度の保険税率などの改定から 6 年間、税率は据え置いてきましたが、被保険者の高齢化や医療の高度化などにもなって、医療費などが年々増加の一途をたどる中で、前年度からの繰越金や、これまで蓄えてきた貯金（支払準備基金）から不足する財源を補いながら運営してきました。

しかし、近い将来、繰越金および貯金は枯渇し、3 年後の平成 28 年度末までの間には 2 億 6 千万円程度の財源不足となる見通しとなりました。この財源不足については、医療費の増加（歳出増）と退職者医療制度の廃止にともなう交付金の減（歳入減）が主な要因です。このうち、医療費の増加による財源不足の対応として、国保税率などの引き上げによる対応を行い、交付金の減による財源不足の対応として、一般会計からの繰入れ（市税の投入）による対応を行うこととしました。（図 1）

税率などの改定の内容は、表 1 のとおりです。所得に応じて負担をお願いする所得割の増額を基本とし、被保険者 1 人당たりに課税する均等割額については、最小限の引き上げとしています。なお、居住用の土地や家屋にかかる負担が過大とならないよう資産割額を引き下げることとしています。

改定後の税率などは、平成 26 年度本算定（8 月通知）より適用されます。

（図 1）【財源不足の内訳】



（表 1）

		【現行】		【改定後】	【増減】
医療分	所得割	5.5%	→	6.0%	+0.5%
	資産割	20.0%	→	18.0%	△ 2.0%
	均等割	23,400 円	→	24,500 円	+1,100 円
	平等割	22,800 円		22,800 円	—
支援分	所得割	1.8%	→	2.0%	+0.2%
	資産割	5.0%	→	4.0%	△ 1.0%
	均等割	7,200 円		7,200 円	—
	平等割	6,600 円		6,600 円	—
介護分	所得割	1.4%		1.4%	—
	資産割	3.0%		3.0%	—
	均等割	9,600 円		9,600 円	—
	平等割	7,800 円		7,800 円	—

問合せ先 団市民窓口グループ 国民健康保険担当 ☎ 52-1111（内線 261・262）